

協会けんぽ鳥取支部からの お知らせ

職場内で掲示・回覧をお願いします

2024年

11月



事業主の皆さまへ

マイナ保険証への移行について

令和6年12月2日に現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行します。



健康保険証発行終了後には、何が送られてくるの？

健康保険証発行終了後に新たに従業員やそのご家族が協会けんぽに加入された場合、事業主の皆さまへお送りするものは以下のとおりです。

① 資格情報のお知らせ

新規加入者全員分の「資格情報のお知らせ」を発行します。各種給付金の申請に必要な記号番号等の確認にご利用ください。

医療機関等 受診時の使い方	オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する際、 資格情報のお知らせとマイナ保険証の両方を提示。 (資格情報のお知らせのみでは受診できません。)
入手方法	協会けんぽに新規加入された方全員に自動的に発行します。 紛失、破棄された場合は再交付の申請をお願いします。

資格情報のお知らせ	
記号	12345678 番号 1234567 枝番 01
姓	山田
氏名	太郎
生年月日	平成元年 10月 1日
資格取得年月日	令和2年 1月 1日
保険者番号	12345678
保険者名称	全国健康保険協会〇〇支部

資格情報のお知らせ
(紙製)

② 資格確認書

加入時に「資格確認書」の発行を必要とする意思表示をされた方等に「資格確認書」を発行します。マイナ保険証を利用することができない方が医療機関等を受診する際にご利用ください。

医療機関等 受診時の使い方	医療機関等へ提示
入手方法	資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄に☑チェック をされた方に発行します。 チェックをされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない 方には資格取得から30～50日後に発行します。
有効期限	最大5年間

健康保険 資格確認書	
本人(被保険者)	令和6年12月2日交付
記号	00000000 番号00 (枝番)00
氏名	山田 太郎
生年月日	平成元年 5月10日
性別	男
資格取得年月日	令和6年12月2日
有効期限	令和11年11月30日
保険者番号	999999999
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部
保険者所在地	〇〇市〇〇町9-9-99

資格確認書
(プラスチック製)

③ 高齢受給者証

70歳以上の方には引き続き高齢受給者証を発行します。

(マイナ保険証で受診される場合は、医療機関等受診時に高齢受給者証の提示は不要ですが、オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する場合には必要となります。)

事業主の皆さまへお願い



資格取得届・被扶養者異動届を提出する際はマイナナンバーを記載して、就職後5日以内に日本年金機構にご提出ください。

※通常、日本年金機構が資格取得届等を受理してから2～5営業日程度でマイナ保険証が使えるようになりますが、マイナナンバーの記載がない場合、マイナ保険証が使用できるようになるまでに時間を要しますので、ご了承ください。



協会けんぽマイナナンバー専用ダイヤル

電話番号 0570-015-369 (ナビダイヤル)

開設時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

マイナ保険証についての
特設サイトはこちら▶



！「医療費のお知らせ」を令和7年1月中旬より順次お送りします

協会けんぽでは健康保険で診療を受けた方に、年に一度「医療費のお知らせ」をお送りしています。

送付時期 令和7年1月中旬～下旬

送付先 事業所宛にお送りします
(お手数ですが、未開封のまま対象の従業員様にお渡しください)

対象期間 主に令和5年9月～令和6年8月診療分



医療費控除の申告手続きに使用するには…

「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告手続きに使用可能です。
ただし、「医療費のお知らせ」に記載されていない診療分(令和6年9月～12月に受診された分など)については、医療機関等からの領収書に基づき「医療費控除の明細書」を自身で作成する必要がありますのでご注意ください。

「医療費控除のお手続き」については、国税庁のホームページまたは税務署にてご確認ください。



便利！



マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダライタ)をお持ちの方は「マイナポータル連携」が便利です。医療費の情報を取得でき、「医療費控除の明細書」に自動入力することができます。

📞「医療費のお知らせ」についてのお問い合わせはこちら » レセプトグループ TEL 0857-25-0050(音声案内③)

提出は11月29日まで！

！「被扶養者状況リスト」の提出はお済みですか？

10月上旬～11月上旬にかけて「被扶養者状況リスト」を事業所へお送りしています。被扶養者様の資格が満たされているか確認いただき、返信用封筒にて11月29日(金)までにご提出ください。



！ リストの他に添付書類が必要な場合があります

- 被保険者と別居している被扶養者 → 被扶養者現況申立書 + 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者 → 被扶養者現況申立書 + 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

よくあるご質問

Q なぜ、別居している被扶養者には仕送りを行っていることの確認が必要なのでしょう？

A 被扶養者と認められるには、主として被保険者の収入によって生活が成り立っていることが必要です。同居の場合と異なり、別居の場合は被保険者と被扶養者の生計が同一でないため、被扶養者の生活が主に被保険者の収入(仕送り)によって成り立っていることを確認する必要があります。



📞「被扶養者資格再確認」についてのお問い合わせはこちら » 業務グループ TEL 0857-25-0050(音声案内①)

最新の情報を知るなら
協会けんぽのメールマガジン！

ご登録はこちらから➡



申請書の提出など
お手続きはすべて郵送で！

🔍 協会けんぽ 鳥取 検索

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地
アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

🇯🇵 全国健康保険協会 鳥取支部
協会けんぽ

TEL : 0857-25-0050(代表)
◎自動音声によるご案内があります。